

経済産業省 資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 御中

2026年1月7日  
一般社団法人 太陽光発電協会

住宅用太陽光(10kW未満)における  
初期投資支援スキームに関するお願いについて

太陽光発電の普及拡大、並びに弊協会の活動につきまして、多大なるご支援を賜り心より感謝申し上げます。

昨年度の第102回調達価格等算定委員会におきまして、「初期投資支援スキーム」に関する弊協会が提出致しました要望を審議事項として取り上げていただき、「階段型の価格設定」を決定いただいたことに対して心より感謝申し上げます。

2027年度以降の「初期投資支援スキーム」の取扱いについてもご検討いただきたいことがあります、大変僭越ではございますが、本文書を提出させて頂くことをお許しください。

○階段型の価格設定について

通常は投資回収に10年以上の期間がかかる太陽光発電システムを一般消費者が購入されるケースにおいて、FIT調達期間が4年に短縮になった場合、5年目以降に小売電気事業者と余剰電力の売電契約を締結することになりますが、その契約はいずれも単年契約で、複数年にわたり固定価格で契約する小売電気事業者は現時点で存在いたしません。よって、契約更新の際に買電単価が変動することがあり、太陽光発電システムの購入を判断する際に、消費者が明確な投資回収計画を立てることが出来ない不安が、購入決断の障壁となります。

また、昨年度のご審議の結果、PPA事業者の予見可能性にご配慮頂き、2026年度まで「階段型の価格設定」を適用いただくことになり、そのうえで「調達期間の短縮」に向けた対応が求められました。その結果を受け、PPA事業者と金融機関との間で協議を進めているところですが、卒FIT市場の確立ができていない状況下、5年目以降のキャッシュフローを計画するための根拠が現状では不十分との理由で事業予見性確保の解決に至っておりません。

一般消費者が安心して購入できる環境整備とPPA事業者及び金融機関の予見可能性を確保する観点から「階段型の価格設定」の適用を2027年度以降も継続いただくことを要望いたします。

「調達期間短縮」の適用には調達期間終了後の予見可能性が高まっていることが望ましいと考えており、「階段型の価格設定」から「調達期間短縮」への移行時期の一案としては、排出権取引制度(GX-ETS)が発電部門で本格稼働すると想定される2033年から4年間遅った2029年度からが考えられます。

弊協会としての意見・要望は以上の通りでございます、どうかご検討頂きたくお願い申し上げます。